

資源ごみ袋の製造について

H24. 2. 28

仙南地域広域行政事務組合

仙南地域広域行政事務組合（以下「組合」といいます。）では、資源ごみ袋の製造者を募集しています。

資源ごみ袋の製造を希望する方は、次の要領に基づき手続きをお願いします。

1 「一般廃棄物の受入れに使用のごみ袋の規格、製造等に関する要綱」について

一般廃棄物の受入れに使用のごみ袋の規格、製造等に関する要綱（以下「要綱」といいます。）では、資源ごみ袋の規格、資源ごみ袋製造に必要な手続きが定められているほか、資源ごみ以外のごみの受け入れに用いるごみ袋についても定められています。

要綱は、家庭ごみ有料化がスタートする平成 24 年 7 月 1 日からの施行ですが、同日から圏域住民が要綱に基づく資源ごみ袋によりごみを出せるよう、事前に製造等が行える経過措置があります。

要綱に基づく資源ごみ袋について、圏域住民は平成 24 年 6 月以降に購入できるよう、資源ごみ袋の販売開始時期についてご協力をお願いいたします。

また、この要綱にもとづく資源ごみ袋は、2 市 7 町（白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町）が対象となります。

2 資源ごみ袋の規格等

資源ごみ袋の規格等は、要綱で表 1 のとおり定められている事項のほか、表 2 の補足事項を準拠したものとしてください。

袋の寸法については、図 1 のとおり製造する必要があります。

また、ごみ袋の様式（印刷内容）については、要綱で図 2 のとおり定められているもののほか、「資源ごみ袋」とある部分の上部に、表 3 のとおり外国語表記を加えて下さい。

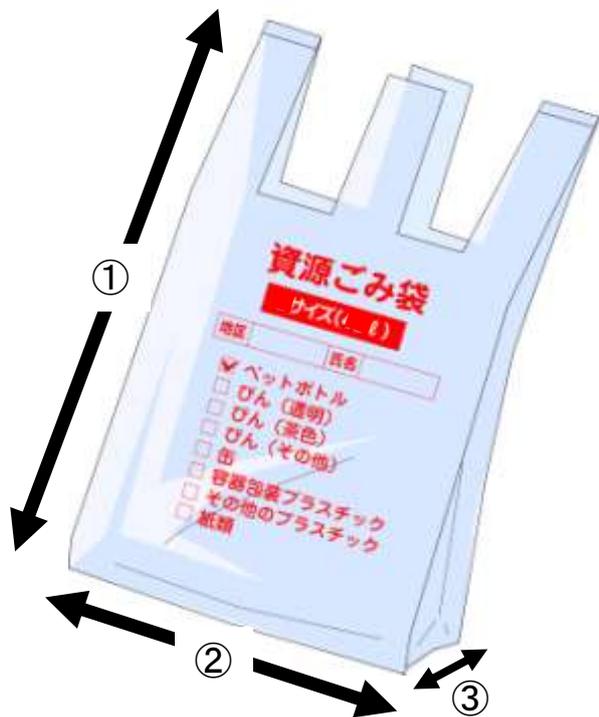
表 1 資源ごみ袋の規格等（要綱別表第 2）

ごみ袋の形状	(1) 持ち運びができるようごみ袋に取っ手をつけるものとする。この場合において、取っ手はごみ袋と一体となったものとする。 (2) 一般廃棄物をごみ袋から出ないように袋口を結べるものとする。
ごみ袋の材質	低密度ポリエチレン
ごみ袋の寸法	10リットル、20リットル、30リットル又は45リットルの家庭系一般廃棄物を入れた状態で袋口を結べる程度の大きさとする。
ごみ袋の厚さ	10リットル袋及び20リットル袋 0.03mm 30リットル袋及び45リットル袋 0.035mm (いずれも誤差3%以内とする。)
ごみ袋の生地の色	無色透明（ごみ袋の材質に宮城県認定廃棄物再生資源利用製品又はこれと同等の認定を受けたリサイクル製品を使用する場合にあっては、ごみ袋の外から内容物が確認でき、収集業務に支障のない透明度を有するものとする。）
ごみ袋の文字等の色	赤
ごみ袋の様式	別記様式第 2 号（図 2）に定めるもののほか、同様式中「サイズ（リットル）」とある箇所は、資源ごみ袋の種類の違いに応じ、次のとおり記入すること。 (1) 10リットル袋 SSサイズ（10リットル） (2) 20リットル袋 Sサイズ（20リットル） (3) 30リットル袋 Mサイズ（30リットル） (4) 45リットル袋 Lサイズ（45リットル）
備考	販売する単位枚数が複数となる場合は、次の要件を満たすこと。 (1) 外装に印刷する事項（別記様式第 9 号）（図 3）中有料指定ごみ袋の欄に基づく印刷をしたものを外装に使用するものとする。 (2) 資源ごみ袋を 1 枚ごとに取り出し、又は使用することができる状態に製造すること。

表 2 資源ごみ袋の規格に関する補足事項

ごみ袋の形状	(1) 手提げ袋型（ガセット付き、レジ袋タイプ）とし、形状は、JIS規格 Z1711の4、図1のU形袋(2)の規格に準ずるものとする。 (2) ごみ収納後の口結びが容易であることや、ロールタイプで資源ごみ袋を製造する場合は、1枚ずつミシン目で切り取れるなど、利便性に配慮した形状とすること。
ごみ袋の品質・強度	(1) JIS規格Z1702 Z1711の基準以上の強度を有するものとし、それ以外の定めのない部分についてもJIS規格を遵守するものとする。 (2) 通常の使用・保管において破損及び品質劣化が生じないこと。
ごみ袋の印刷	(1) 印刷は、文字がはっきり読み取れるよう印刷を行うこと。 (2) 印刷に用いる塗料は鉛、クロム等の有害な重金属を含まないなど、環境に配慮したものをを使用すること。 (3) 耐久性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など、堅牢度に優れていること。

図1 資源ごみ袋の寸法



サイズ	①たて×②よこ×③マチ (mm)	生地厚 (mm)
L (45ℓ)	800×450×200	0.035
M (30ℓ)	700×380×170	0.035
S (20ℓ)	600×330×170	0.030
SS (10ℓ)	500×280×120	0.030
備考	寸法許容差(mm 以内) L・Mサイズ ±15 S・SSサイズ ±10	誤差 3% 以内

※ 取っ手の長さについては定めていませんが、要綱に基づく容量の資源ごみを入れた状態で結ぶことができる程度の長さとしてください。

図2 資源ごみ袋の印刷内容（要綱別記様式第2号）

資源ごみ袋

サイズ(リットル)

高出処理番号 第 号

地区	氏名
----	----

このごみ袋は、事業所などから出る一般廃棄物には使用できません。
 この袋は、資源物を入れる専用の袋です。
 きちんと分別してこの袋に入れ、下の区分欄にチェックを入れてください。

ペットボトル ♻️
 びん(透明) ♻️
 びん(茶色)
 びん(その他)
 缶
 容器包装プラスチック ♻️
 その他のプラスチック
 紙類

集積所に出すときは、袋の口をしっかりと結び、決められた曜日の決められた時間帯までに出してください。
 かけがえのない地球を守るため、ごみの資源化・減量化にご協力ください。

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・仙南地域広域行政事務組合

取扱いの注意
 燃焼などの危険がありますので、幼児や子どもの手の届かないところに保管してください。

表3 外国語表記

外国語の種類	印刷文字
英語 (ISO639-1(en))	Recyclable garbage use
中国語 (ISO639-1(zh))	供資源垃圾使用的
朝鮮語 (ISO639-1(ko))	자원 쓰레기용

4 外装について

資源ごみ袋を2枚以上の単位で販売するときは、要綱に基づく図3の外装で梱包する必要があります。

図3 外装の印刷内容

仙南地域広域行政事務組合指定

資源ごみ袋

サイズ (リットル) mm × mm
枚入

届出受理番号 第 号

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・
大河原町・村田町・柴田町・川崎町・
丸森町・仙南地域広域行政事務組合

家庭用品品質表
示法による表示

JAN
コード

- ・ 文字の色 資源ごみ袋の文字色と同等の色とすること。
- ・ 文字の字体 資源ごみ袋に使用する字体と同一のものを使用すること。
- ・ 外装の色 白（外装に透明生地のものを使用するときは、印刷箇所の背景を、白ベタ刷りとすること。）
- ・ その他 「サイズ (リットル)」の箇所は、別表第2ごみ袋の様式欄の例によること。

※ 旧要綱では、梱包は外袋によることと定められていましたが、要綱では、外装については、外袋、紙で包む等の方法は問いません。

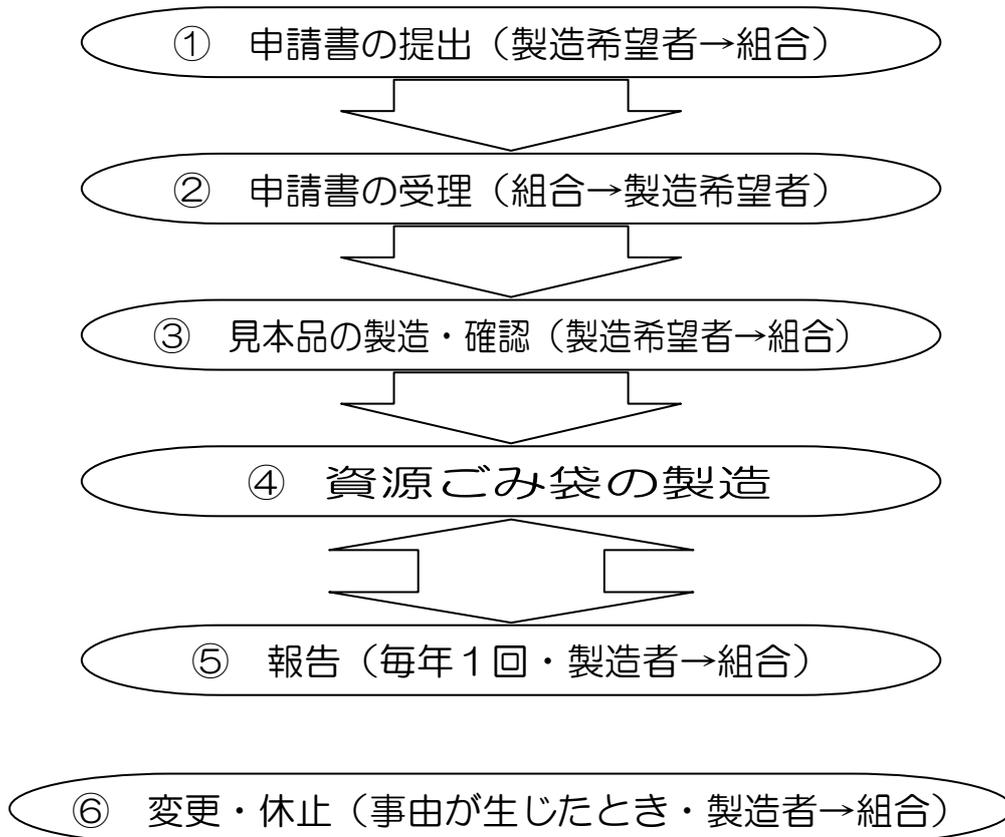
※ 要綱で販売単位は、資源ごみ袋製造者により任意で設定できるものとしています。

5 資源ごみ袋の流通方法、価格等について

資源ごみ袋の流通や販売価格は、組合で管理する有料指定ごみ袋と異なり、袋製造者側において出荷し、小売店などの店舗において当該価格を定めることとなります。

6 資源ごみ袋製造に係る手続きについて

資源ごみ袋の製造にかかる手続きは、概ね次のとおりとなります。



① 申請書の提出 (製造希望者→組合)

資源ごみ製造を希望する方は、組合宛てに「資源ごみ袋製造届出書」に次のものを添付して申請を行う必要があります。(郵送可)

- (1) 定款及び登記簿謄本の写し (届出者が法人である場合)
- (2) 履歴書及び住民票の写し (届出者が個人である場合)
- (3) 資源ごみ袋の材質見本
- (4) 資源ごみ袋に使用する材質にかかる品質 (材質) 証明書
- (5) 資源ごみ袋に使用する材質が宮城県認定廃棄物再生資源利用製品又はこれと同等の認定を受けたリサイクル製品の場合は、当該認定書の写し

※ 登記簿謄本の写し及び住民票の写しについては、行政機関から交付を受けた写しのコピーで構いません。

② 申請書の受理 (組合→製造希望者)

組合では、内容の不備などを確認し、適正と認められたときには「資源ごみ袋製造届出受理証」を郵送により交付します。

この受理証には届出受理番号が記されておりますので、今後資源ごみ袋を製造するときは袋及び外装に明記する必要があります。

③ 見本品の製造・確認（製造希望者→組合）

届出受理証の交付を受けたら、資源ごみ袋の製造前に組合まで見本品を提出して下さい。（郵送、宅配可）

提出する見本品は資源ごみ袋の各サイズと外装が対象となります。

組合では、寸法や印刷内容の確認をおこない、改善などの指示を行う場合があります。

④ 資源ごみ袋の製造

見本品に問題がなければ、組合側から連絡をしますので、その後資源ごみ袋の製造が可能になります。

先述のとおり、袋の流通や販売価格は、組合で管理する有料指定ごみ袋と異なり、袋製造者側において出荷し、小売店などの店舗において当該価格を定めることとなります。

⑤ 報告（製造者→組合）

毎年4月末日までに、前年度（前年4月～当年3月）に小売店などに出荷した状況を「資源ごみ袋出荷状況報告書」により組合まで報告して頂く必要があります。

月別及びサイズ別に資源ごみ袋の枚数（梱包数ではありませんのでご注意ください。）を単位として記入して下さい。

※ 資源ごみ袋の出荷が年度を通じて全くなかった場合についても報告書を提出する必要があります。

⑥ 変更・休止（製造者→組合）

資源ごみ袋製造届出書により届け出た内容に変更がある場合は、「資源ごみ袋製造届出内容変更届」により変更内容に係る添付書類等を付して組合まで届け出て下さい。

変更内容に係る添付書類等は主に次のとおりとなるほか、変更に係る見本品の提出も必要です。詳しくは組合業務課までお問い合わせ下さい。

変更箇所	届出時添付書類等	見本品の提出
定款	定款	—
商号、所在地及び代表者	登記簿謄本の写し又は住民票の写し（コピー可） ※ 定款も必要となる場合があります。	外装
資源ごみ袋の材質	資源ごみ袋の材質見本、材質証明等	資源ごみ袋（各サイズ）

なお、届出内容以外の変更の場合（外装の変更、販売単位枚数の変更、資源ごみ袋の寸法の調整等）については、変更後の見本品の提出をお願いします。

また、資源ごみ袋製造を休止する場合は、「資源ごみ袋製造休止届出書」を組合まで提出して下さい。

詳しくは組合業務課までお問い合わせ下さい。

7 その他

- 業務課ホームページ (<http://www.az9.or.jp/gyoumu/>) の資源ごみ袋製造者募集のページで、新しい情報を随時提供しています。
なお、このページでは、資源ごみ袋製造に係る手続きに係る各種様式(WORD形式)を入手できるようにする予定です。
- 今後業務課ホームページでは、有料指定ごみ袋の販売店(登録店)一覧を随時掲載して参ります。

○ 各種書類の送付先 及び お問い合わせ先

仙南地域広域行政事務組合業務課

〒989-1264

宮城県柴田郡大河原町新青川1番地1

TEL : 0224-52-2870

FAX : 0224-52-2660